

第1章 計画の目的と位置付け

計画策定の背景・目的

近年、全国的に相次いだ災害により倒壊した電柱が救助活動や復旧作業の妨げとなったことから、無電柱化の必要性が高まってきており、国においては、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」を施行し、令和3年5月に「無電柱化推進計画（以下、国計画）」を改定した。

また、県においては令和4年3月に「栃木県無電柱化推進計画（以下、県計画）」を改定した。本市においても、更なる無電柱化の推進による防災性の向上を図るため、国・県計画と連携し、国道、県道、市道から成る緊急輸送道路の無電柱化の連続性の確保をすることに加え、本市の地域特性などを踏まえ、良好な景観形成による魅力向上や安全・円滑な交通の確保などに取り組むことが必要である。

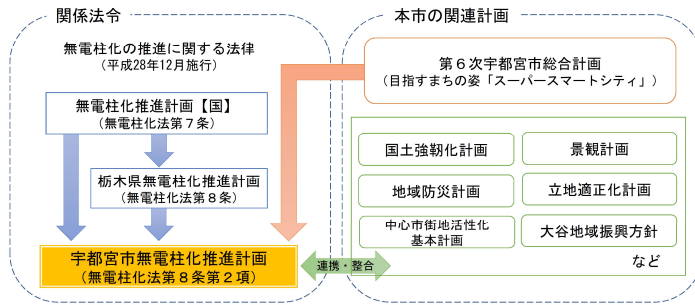
スーパースマートシティを支える持続可能なまちづくりの基盤となるNCCの更なる促進に向け、人々の移動などを支える重要なインフラである道路の無電柱化を推進することを目的として、「宇都宮市無電柱化推進計画」を新たに策定するものである。

計画の位置付け

- ・無電柱化の推進に関する法律第8条第2項に基づく計画
- ・「第6次宇都宮市総合計画」の分野別計画「安全・安心の未来都市」の実現に向けた「危機に対する体制・都市基盤の強化」及び分野別計画「交通の未来都市」の実現に向けた「道路ネットワークの充実」を構成する事業「無電柱化の推進」を実現するための計画
- ・SDGsのゴール「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」や「11 住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献する計画



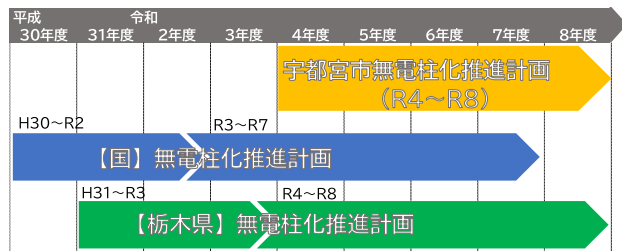
【本計画の位置付け】



計画期間

令和4年度～令和8年度までの5年間
なお、国及び栃木県の動向を踏まえ、適宜見直しを実施する。

【本計画期間】



第2章 本市における無電柱化の整備状況

無電柱化の整備状況

本市においては、これまで「快適な通行空間の確保」や「景観の向上」などを目的とし、昭和61年から国の計画等に基づき、各事業により、中心市街地などにおける電線類の地中化に取り組み、約10kmの市道の無電柱化を進めてきた。

また、道路の新設改良時においては、道路敷地外への電柱の移設に加え、緊急輸送道路における新設電柱の占用制限により、道路上への電柱の設置を抑制する取組を進めてきた。

【電線共同溝の整備事例（ユニオン通り）】



無電柱化推進における課題と今後の取組の方向性

課題1 まちづくり施策との連携

無電柱化は、防災性の向上に加え、安全・円滑な通行空間の確保や景観向上による都市の魅力を高めることといった多様な効果があることから、関連するまちづくり施策が多岐にわたる。

【今後の取組の方向性】

国道や県道との無電柱化の連続性などを考慮して事業の選択と集中を図り、本市のウォークアブルなまちづくり施策などと連携を図りながら、早期の事業効果の発現を目指す必要がある。

課題2 多額の事業費

電線共同溝の整備には、多額の費用がかかり、道路管理者や電線管理者の負担が生じ、無電柱化推進の支障となっている。

【今後の取組の方向性】

工事費の縮減に向けた低コスト手法や新たな技術の導入、地中化以外の手法の活用等に積極的に取り組み、コスト縮減を図る必要がある。

課題3 長期間に及ぶ整備

一般的な電線共同溝整備事業に要する期間は、道路延長400mに対して7年間に要し、近隣住民や交通に多大な影響を及ぼす。

【今後の取組の方向性】

国は事業期間の短縮に向け、従来構造よりもコンパクトな構造の方式を推進しており、国の更なる技術開発の動向を注視し、本市への導入を検討する必要がある。

課題4 関係者の合意形成

無電柱化事業の実施にあたっては、関係者が多岐にわたり、調整に時間を要するため、電線管理者や地元住民の理解と協力が必要不可欠である。

【今後の取組の方向性】

事業を円滑に実施するため、計画段階から電線管理者等との調整を密に行うとともに、地元住民と意見交換を実施し、工事への理解・協力を促進する必要がある。

第3章 無電柱化の推進に関する基本的な方針

基本方針

無電柱化の対象道路の重点化や様々な整備手法の活用に加え、関係者との連携を強化していくことで、新設電柱の抑制や事業費の縮減、事業のスピードアップを図りながら、道路の無電柱化を推進する。

(1) 無電柱化の対象道路の重点化 課題1

・緊急輸送道路などの連続性の確保による防災性の向上

防災性の向上の観点より重点化するため、国・県計画と整備路線を調整し、緊急輸送道路や整備済み区間などとの連続性を確保する道路について無電柱化を推進する。

・安全・円滑な通行の確保

国の「新設電柱を増やさない」取組の姿勢を踏まえ、新設電柱の抑制や早期の事業効果の発現のため、占用制限制度の拡充など整備以外にも取り組み、安全・円滑な通行空間を確保する道路について無電柱化を推進する。

・良好な景観形成による魅力向上

本市の特性を踏まえ、景観形成による魅力向上を図るため、本市を代表する観光拠点である「大谷地区（景観形成重点地区・日本遺産）」やウォーカブルなまちづくりなど都心部におけるまちづくり施策と連携し、主要な道路について無電柱化を推進する。

(2) 様々な整備手法の活用 課題2 課題3

従来の地中化手法に加え、浅層埋設や直接埋設などの低コスト手法や裏配線など地中化以外の手法の活用を検討するなど、工事費の縮減や事業のスピードアップを図りながら、国の更なる技術開発の動向を注視し、着実に無電柱化を推進する。

【無電柱化の整備手法】



(3) 関係者との連携を強化 課題4

事業を円滑に実施するには、関係者との更なる連携が必要となることから、栃木県無電柱化推進協議会等を活用し、対象道路への様々な整備手法の活用などを含め、計画段階から電線管理者など関係者と連絡・調整を密に行う。また、合意形成を円滑に行うため、市民への無電柱化の効果や必要性を示し事業への理解促進に努め、無電柱化を推進する。

無電柱化の対象道路

市管理道路を対象とし、そのうち重点的に無電柱化を推進する道路として、以下の道路において無電柱化を推進する。

ア) 防災性の向上

緊急輸送道路や、緊急輸送道路との連続性を確保する道路など、災害発生時に緊急車両の通行や物資の輸送等に必要道路

イ) 安全・円滑な交通確保

バリアフリー特定道路や、整備済み区間との連続性を確保する主要な道路など安全・円滑な交通の確保のために必要な道路

ウ) 景観形成・観光振興

「景観形成重点地区内」や「日本遺産の構成文化財を多く有し、本市を代表する観光拠点である大谷地区内」の景観形成による魅力向上や観光拠点の賑わいを創出する主要な道路

エ) 都心部におけるまちづくり施策との連携

中心市街地及び周辺道路の整備計画、地域の賑わいを創出するような道路空間の整備などの観点も踏まえた道路

第4章 無電柱化の推進に関する目標

計画目標

本計画では、国・県と連携を図り、緊急輸送道路の無電柱化の連続性の確保などの観点から、計画策定時に着手している道路も含め、下記の指標のとおり、無電柱化の必要性が高い道路を重点的に推進することとし、令和8（2026）年度末において、約2.2kmの無電柱化に着手することを目標とする。

【指標】

ア) 防災性の向上 : 約 1.9 km

イ) 安全・円滑な交通確保 : 約 1.9 km

ウ) 景観形成・観光振興 : 約 0.3 km

エ) 都心部におけるまちづくり施策との連携 : 約 1.6 km

約 2.2 km

(重複分は調整済み)

無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

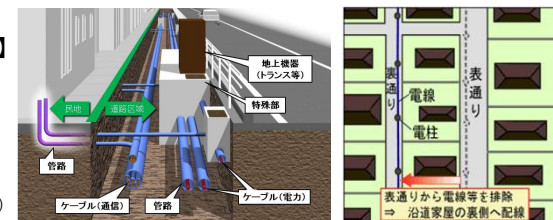
本計画を着実に推進し、実効性を高めるため、国・県計画に位置付けられている施策に基づき、本市の無電柱化に直接寄与する事業や、効果が高いと考えられる重要な事業を本計画の施策に位置付ける。

【無電柱化の推進に向けた施策体系】

| 基本施策 | 具体的な施策 |
|-------------|-----------------------------|
| 1 無電柱化事業の実施 | 1-1 多様な整備手法の活用 |
| | 1-2 道路事業や市街地開発事業等に併せた無電柱化 |
| | 1-3 緊急輸送道路の無電柱化 |
| 2 占用制度の運用 | 2-1 新設及び既設電柱等への占用制限制度の適切な運用 |
| | 2-2 占用料の減免措置 |
| 3 関係者間の連携強化 | 3-1 推進体制 |
| | 3-2 工事・設備の連携 |
| | 3-3 民地等の活用 |
| | 3-4 他事業との連携 |

【整備手法の例

(左：電線共同溝方式／右：裏配線)】



(出典：国土交通省)

無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

無電柱化の重要性に関する理解や関心を深め、市民の協力が得られるよう、市ホームページ等を活用した広報・啓発活動等を実施する。

無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、無電柱化の実施状況や検討状況等における国・県等との情報交換等に取り組む。

進行管理

関連事業等との連携や国や栃木県の動向、新技術の開発状況、電線管理者・埋設企業者等との協議状況を踏まえ、適宜、PDCAサイクルによる本計画の進行管理を行う。